

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷2丁目19-7

氏名 株式会社長岡商店

代表取締役 長岡 俊一

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

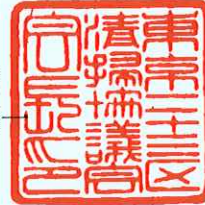
令和7年7月29日

杉並区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



- | | | |
|---|--------------|-----------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設 |
| 4 | 作業場所 | 杉並区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和7年8月1日 から
令和9年7月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。